

2019年度事業計画

第1. 重点実施事項

我が国の経済は、デフレ脱却と経済再生を最優先課題として取り組んだアベノミクスにより、雇用・所得環境は改善傾向に向かっているとの評価もある。

政府は、少子高齢化という構造的な課題に対処するため「生産性革命」と「人づくり革命」を最優先で取り組むとともに、全世代型の社会保障制度へと大きく転換させ、財政健全化を確実に実施するため、本年10月から消費税率を現行の8%から10%に引き上げることとしている。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、貨物自動車運送事業法の一部改正が行われ、トラックドライバーの労働条件の改善、トラック運送事業の健全な発展が図られるよう全力で対応することとしている。

また、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現、社会から期待され、評価される魅力ある事業の確立等に向けて諸施策を推進し、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に向けて全力を傾注しているところである。

については、今後のトラック運送事業の発展を期して、2019年度においても、公益社団法人全日本トラック協会と緊密な連携のもと、各地区トラック協会とともに山積する諸課題に積極的に取り組み、次の対策を重点実施事項とし、併せて各委員会の事業計画及び運輸事業振興助成交付金事業に係る事業計画に基づき諸施策を積極的に推進する。

1. 経営基盤強化対策について

- (1) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進を図るため、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及や原価管理意識の強化を図る。
- (2) 貨物自動車運送事業法の改正内容の周知を図る。
- (3) トラック輸送の生産性の向上を図るため、輸送効率化に向けた各種対策を推進する。
- (4) 北海道・本州間のフェリー等利用について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設等、料金の割引又は支援措置について要望陳情活動を行う。
- (5) 高速道路の整備状況に応じた料金の割引制度の新設について、要望陳情活動を行う。
- (6) 高規格幹線道路の利便性及び安全性の向上に資するため、早期延長及び複線化並びにワイヤーロープ式防護柵の整備について要望陳情活動を行う。

2. 税制・金融対策について

- (1) 自動車関係諸税の軽減・簡素化等について要望陳情活動を行う。
- (2) 消費税の増税に係る円滑な転嫁を図る。

3. 交通事故、労働災害防止対策について

- (1) 交通事故撲滅に向け運輸安全マネジメントの普及拡大等トラック運送事業における総合安全プラン2020に基づく対策の推進及びドライブレコーダー機器の普及を図る。
- (2) 運転者に対する安全運転講習の充実など、交通事故防止対策の強化を図る。
- (3) 労働災害事故撲滅運動を展開するとともに各種セミナーや啓発活動を行う。
- (4) 健康状態に起因する事故を防止するため、健康診断及び睡眠時無呼吸症候群検査等の推進を図る。
- (5) 飲酒運転及び違法薬物等使用の根絶対策を行う。

4. 適正化事業対策について

- (1) 巡回指導を効率的かつ効果的に実施し、評価の低い事業者に対する指導は原則、1年以内を実施する。
- (2) 指導項目のうち、特に労働規制等の違反事業者に対しては、行政機関と連携して指導を強化する。
- (3) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進を図る。
- (4) 運輸安全マネジメント導入の推進を図る。

5. 環境保全、省エネ対策について

- (1) 「新・環境基本行動計画」の周知を徹底し、環境保全対策を推進する。

6. 労働対策について

- (1) 人材確保対策の積極的な推進を図る。
- (2) 長時間労働の是正や働き方改革の実現に向けた取り組み及び労働規制の遵守を図るため、各種施策を推進する。
- (3) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を通じて、荷主企業に対し労働規制の理解と協力を求める。
- (4) 運転者の労働環境改善を推進し、就業先として魅力ある業界とするための対策を講じる。
- (5) 高規格幹線道路及び一般道の休憩施設拡充について要望陳情活動を行う。

7. 情報化対策について

- (1) 新技術を活用した物流の効率化等を推進する。

8. 広報対策について

- (1) 会員事業者に対して広報誌、ホームページ、ファクシミリ通信等を活用した情報提供を行う。
- (2) トラック運送業界の実情や社会的役割について道民及び荷主への理解を深めることを目的にテレビ、ラジオ、新聞等各種メディアを活用した啓発を行う。

9. 協会活性化対策について

- (1) 会員事業者に有益な事業を積極的に展開するとともに、未加入事業者の加入促進を図る。

第2. 各委員会の事業計画

<総務委員会>

1. 自動車関係諸税の軽減・簡素化を求める運動を展開する。
2. 業界を取り巻く諸問題解決のため、委員会・部会等と連携して、関係機関に対し必要な支援を求める。
3. 高規格幹線道路の利便性及び安全性の向上に資するため、所要の措置を講じる。
4. 広報誌、ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行う。
5. 各種メディアの活用により、業界の社会的認知と地位の向上を図る。
6. 各地区トラック協会と連携して、協会未加入事業者の加入促進を図る。

<輸送秩序交通対策委員会>

1. 関係法令の遵守徹底及び違法行為の排除を図る。
2. 社会保険等未加入事業者の根絶のため、加入指導を徹底する。
3. 交通事故の撲滅を図るため「運輸安全マネジメント」の普及拡大等、トラック運送事業における総合安全プラン2020に基づく対策及び各種交通安全運動を推進する。
4. 飲酒運転及び違法薬物等使用の根絶対策を推進する。
5. 高齢運転者及び初任運転者を重点とした交通事故防止対策の実施及び専門的運転教育を推進する。
6. ドライブレコーダー等交通事故防止関連安全対策機器の普及促進を図る。
7. 駐車問題対策として、規制対象除外箇所の拡大、道路交通法の改正を求める運動等を展開する。
8. 北海道内市町村及び関係都府県トラック協会と災害時の協定を締結し、緊急物資輸送体制の充実を図る。

<労働委員会>

1. 労働関係法令の遵守対策及び長時間労働への対策等の働き方改革関連法への適切な対応を図る。
2. 労働災害を防止するため、全国安全週間、全国労働衛生週間等に合わせて適正な労務管理の啓発指導を行う。
3. 社会保険等未加入事業者の根絶のため、加入指導を徹底する。
4. 人材確保対策の推進及び運転者の労働環境改善に向けた対策を推進する。
5. トラック運転者の改善基準告示の遵守のため、高規格幹線道路の利用促進対策及び高規格幹線道路並びに一般道路の休憩施設拡充について要望活動等の対策を図る。
6. 労働環境改善を図るため、荷主及び行政機関等との連携に向けた取り組みを推進し、トラック運送事業に対する一般消費者等への理解を求める運動を展開する。
7. 健康状態に起因する事故防止を図るため、健康診断受診、睡眠時無呼吸症候群対策及び新型インフルエンザ対策等を推進する。

<経営対策委員会>

1. 経営基盤強化のため、輸送効率化対策の推進など生産性向上に向けた対策を行う。
2. 業界の人材と事業後継者の育成対策及び最新情報技術の研修を行い経営者等の知識向上を図る。
3. 取引の適正化を図るため、契約の書面化及び原価管理等の推進に向けた対策を行う。

4. 北海道・本州間フェリー、RORO船航路の維持拡充対策、利用者等への助成制度創設の要望活動を行う。
5. 鉄道貨物輸送など貨物自動車以外の物流に関する情報収集等を行う。
6. 女性経営者育成及び女性活躍のための対策を行う。
7. 運賃・料金の適正収受及び取引環境の改善を図るため、荷主懇談会等を開催し、荷主の理解と協力を求める。
8. 消費税の増税に係る円滑な転嫁を図る。

<環境対策委員会>

1. アイドリングストップ等、エコドライブの浸透を図る。
2. 先進環境対応車及び省エネ機器の導入促進を図る。
3. エネルギーセキュリティの強化を図るため、代替燃料及び先進環境対応車等に関する調査研究を行う。
4. 環境問題全般に関する啓発活動を推進する。
5. 地球温暖化対策として、植樹活動を行う。
6. 軽油の実勢価格を調査し、値上げ抑制のための情報提供を行う。
7. 事業用トラックの車体、資材開発についてディーラ等と情報交換を行う。

第3. 運輸事業振興助成交付金事業計画

運輸事業振興助成交付金は、昭和51年度の税制改正に際し、営業用トラックの公共性に配慮し、軽油引取税の税率に営自格差を設けるべきであるが、徴税技術上困難との理由により、これに代えて、輸送力の確保、輸送コストの抑制等を図るための施策を講ずることを目的に創設され、以来、トラック運送事業における安全対策、環境対策、適正化事業対策、輸送効率化対策、災害時の緊急輸送対策等に活用され、国民生活の安定向上、経済社会の発展に寄与してきた。

平成23年9月に「運輸事業の振興に関する法律」が施行されたことにより、より一層事業の透明性を図り公共的使命を果たし、社会との良好な共生を図っていく。

このため、2019年度も交付金事業計画として、トラック運送事業における安全・事故防止対策、環境・省エネ対策、労働対策、適正化事業対策等の諸課題解決のために、従来どおり7事業を継続実施することとし、厳しい財政状況であるが、諸課題解決のための施策を積極的に推進する。

1. 緊急物資輸送体制整備事業

当協会及び各地区トラック協会は、北海道の地域防災計画及び国民保護計画に基づく指定地方公共機関の指定を受けている。また、北海道との「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送に関する協定」の締結によって協力関係が一層強固なものになった。

このため当協会の災害時緊急輸送基本計画及び国民保護業務計画に基づく緊急輸送業務実施要綱により緊急物資輸送体制の整備を図ると共に、当協会と各地区トラック協会が連携して全道各市町村と防災協定を結び、北海道総合防災訓練、北海道原子力訓練、北海道運輸局災害時通信連絡訓練等に参加するなど、有事に備えた輸送体制整備を推進する。

2. 安全運行確保事業

(1) 適性診断の実施

交通事故防止を図るため、(独法)自動車事故対策機構及び適性診断認定機関の適性診断(一般・初任・適齢(任意・義務)を受診する会員事業所の運転者に対し受診料を助成する。

(2) 運行管理者及び整備管理者研修の実施

安全運行の確保を図るため、運行管理者研修及び整備管理者研修を受講した会員事業所の管理者に対し受講料を助成する。

(3) 交通事故防止対策事業

会員事業者が第1当事者となる交通事故死亡者は、12年連続で20名を下回っており、当協会が行う事故防止対策が会員事業者に浸透したものと考えられる。

引き続き、今年度も交通事故の発生を抑止するための諸対策を推進する。

運転者の運転技術向上のため、運転者技能競技会の開催をはじめ、道内の指定自動車学校(釧路市・苫小牧市)及び全ト協が指定する道外施設において実施する安全運転教育訓練(貨物自動車習熟課程等)の受講料を助成する。

また、優良運転者の表彰、プロが示す交通安全運動、安全装置(ドライブレコーダー、後方視野確認支援装置)などの助成、初任運転者教育指導研修及び運転者対象の事故防止研修会並びに全道一斉交通事故防止運動の実施などを通じ、交通事故防止に対する意識の高揚を図り、広く北海道民に対し交通事故防止の広報を行うとともに、運転者の健康状態に起因する重大事故を防止し、一層の安全運行確保のため、運転者の健康診断受診料及び血圧計導入促進助成を実施する。

(4) 地区安全運行対策推進事業

各地区トラック協会への委託事業として事故防止などの事業者訪問指導、事故防止決起大会、凍結路面体験研修、救急救命講習及び各種街頭啓発や広報など、実効ある事業を展開する。

3. 共同施設整備事業

十勝地区の運転シミュレーターを活用し、交通、労災事故の防止対策を行う。

また、北海道トラック総合研修センター、各地区トラック研修センターの施設の整備と維持管理を行い、有効活用を図る。

4. 輸送サービス改善事業

(1) 広報事業

トラック運送事業の公共性と地域社会に果たしている役割を広く周知するため、テレビ、ラジオ、新聞などによる効果的な広報活動や広報誌(TRUCKレポート北海道)の発行を行う。

(2) 輸送相談事業の実施

荷主企業や引越しなどの利用者に対するサービスの向上を図るため、輸送相談業務等を積極的に推進する。

(3) 研修会等の実施

経営基盤の強化を図るため、原価管理や契約の書面化等の取引環境の改善に向けた取り組みを推進し、経営者・管理者等に対する中小企業大学校の利用、実務者等に対する研修会を実施する。

その他、当協会並びに各地区トラック協会が行う荷主団体、行政との懇談会の場を活用して輸送秩序の確立のため協力要請を行う。

(4) 近代化促進事業

トラック運送事業の近代化を図るため、IOTや自動運転等の最新技術に関する情報収集、経営診断やホームページ等の利用を推進し、会員事業者の近代化に努める。

また、当協会と各地区トラック協会の情報システム等の整備、充実を図る。

(5) 総合物流対策事業

トラック運送業界を取り巻く経営環境の変化に対応するため、経営実態に関する調査を実施する。

(6) 環境エネルギー対策事業

地球温暖化防止対策等を推進するため「新・環境基本行動計画」に沿って、天然ガス車、ハイブリッド車などの先進環境対応車導入助成や、省エネ運転研修、エコ植樹事業、グリーン経営認証制度推進助成などを実施する。

(7) 労働対策事業

持続的に労働力を確保していくため、労働環境改善対策、魅力ある職業像の形成に向けた取り組みを実施する。

また、トラック運送業界の次代を担う経営者の育成を図るための各種研修事業、地区活動事業、交流事業などの青年経営者育成事業及び女性活躍推進事業を実施するほか、労働災害防止対策として労働災害防止セミナーを開催するとともに、人材確保等労働対策のため、労働セミナーの開催、大型・中型・準中型・けん引・フォークリフト免許取得助成を実施する。

(8) 地区輸送サービス改善推進事業

「トラックの日」関連事業や子供交通安全教室等を実施し、一般市民に対するトラック運送事業のイメージアップと地区トラック協会事業活動のPRを兼ねた効果的な事業を推進する。

また、地区トラック協会においても輸送相談事業、経営者及び実務者研修会、労働対策事業、環境対策事業、経営効率化事業等を実施する。

5. 適正化事業

(1) 輸送秩序確立対策

名義貸し行為、過積載運行及び過労運転等輸送秩序を阻害する要因の排除に努めるとともに、行政機関と連携して通報（違反）事業所、総合評価の低い既存事業所に対し適切な対応を図る。

また、事故防止・安全対策に関する指導、特に「特定の運転者への特別な指導を行っているか。」の項目が適となるよう対策を講ずるとともに運輸安全マネジメントの円滑な推進を図る。

(2) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の円滑な推進

貨物自動車運送事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を事業者にも周知徹底し安全意識の向上を目指す。

併せて荷主企業や利用者に広く周知するとともに認定率の向上を目指し、安全性評価事業の利用の促進に努める。

(3) 適正化事業指導員の資質の向上

巡回指導の充実、強化を図り、安全の確保や輸送秩序確立の方策について事業者にも適切なアドバイスを行える指導員の育成のため、全国実施機関と連携し各種研修会等を行い指導力の向上を図る。

また、改訂巡回指導マニュアルに基づいた評価の均一的な巡回指導の実施のための周知徹底を図るとともに、各種研修とあわせ指導員同士の意思疎通を深める。

(4) 地方適正化事業の中立性・透明性の確保

地方適正化事業の中立性・透明性を確保するため、組織の見直しを行うとともに北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会における審議、答申を適正化事業の推進に反映させる。

(5) 行政機関との連携の強化

適正化事業の円滑な推進を図るため行政機関との連携を強化し、速報制度及び新規許可事業者に係る新規巡回指導並びに乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の強化への適正な対応等、連絡調整を密接に行う。

(6) 巡回指導の確実な実施及びフォローアップ

改訂巡回指導マニュアルに基づき、効率的・効果的な指導を強化するとともに、2019年度の巡回指導目標数に向け、現行の巡回指導・組織体制等のあり方を見直しながら目標達成に努める。

特に総合評価の低い事業者等に対し、優先度に応じた巡回頻度でフォローアップを推進する。

6. 近代化基金会計繰入事業

トラック運送事業の近代化、合理化事業に対する円滑な資金融資を図るため、交付金会計から近代化基金会計へ繰入を行う。

7. 中央事業への出捐

2019年度運輸事業振興助成交付金交付額の23.0%を「運輸事業の振興の助成に関する法律」の施行に基づき（公社）全日本トラック協会へ出捐する。

第4. 近代化基金会計事業計画

トラック運送事業の近代化、合理化事業に対する円滑な資金融資を図るため、一般融資、ポスト新長期等適合車導入等に係る融資の利子補給助成を行う。

また、会員事業者が金融機関から「原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等に伴う信用保証料助成」等の融資を受けるため北海道信用保証協会を利用した場合の保証料の一部を助成する。

第5. 安全運行対策等運営会計事業計画

安全運行対策、近代化対策、緊急物資輸送対策及び北海道トラック総合研修センターと各地区トラック研修センター運営等の各種事業を推進する。

第6. トラックステーション運営会計事業計画

（公社）全日本トラック協会からの受託事業として、札幌と苫小牧のトラックステーション2箇所を管理・運営する。